

## 証券投資信託 商品概要説明書

項目	内 容
1. 商品名 愛称	<b>DC新興国債券インデックス・オープン</b>
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指団者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型
4. 商品属性	<p>当初設定日 2009年9月17日</p> <p>信託期間 無期限</p> <p>クローズド期間 ありません。</p> <p>主要投資対象 「新興国債券インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。 なお、新興国の現地通貨建債券等に直接投資することもあります。</p> <p>運用方針            ●主として、マザーファンド受益証券に投資し、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果を目指します。            ●外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。            ●資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。            ●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。         </p> <p>主な投資制限 ベンチマーク JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) ※「円換算ベース」とは、米ドルベース指数をもとに委託会社が独自に円換算したものです。</p> <p>決算日 毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)</p> <p>収益分配            ●年1回の決算時(原則として5月10日)に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。            ●分配金は、自動的に再投資されます。         </p> <p>償還条項 委託者は、信託期間中において、受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。</p>
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しができません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費 用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.374% (税抜0.34%) (内訳:委託会社0.165%(税抜0.15%)、販売会社0.165%(税抜0.15%)、受託会社0.044%(税抜0.04%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	●投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用(消費税等を含みます。)ならびに受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 ●証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料(消費税等を含みます。)または税金、先物・オプション取引に要する費用等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 ●投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

項目	内 容
8. お申込み不可日等	<p>●ニューヨーク、ロンドンの取引所の休業日または銀行の休業日のいずれかに該当する場合には、購入および換金のお申込みができません。</p> <p>●金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者および販売会社はファンドの受益権の取得申込み・解約請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込み・解約請求ができない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。</p>
9. 課税関係	<p>●確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。</p> <p>●加入者および運用指図の方の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。</p>
10. 利益の見込み 損失の可能性	<p>●基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により投資信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。</p> <p>●ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。</p>
11. 基準価額の主な 変動要因等	本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。
<為替変動リスク>	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
<金利変動リスク>	債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
<信用リスク>	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
<カントリーリスク>	投資対象国・地域において政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。
<流動性リスク>	時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
<その他留意点>	ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。 ファンドは、マザーファンド方式で運用するため、マザーファンドに対し、同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドによる追加設定および一部解約等があり、マザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額 (= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行います。) 再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

## (運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧説を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。

(2021.2)